平成２３年（フ）第４０７号
北九州市小倉南区湯川５丁目７番８―810号
債務者　吉武　千世
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４１号
北九州市八幡東区上本町１丁目１番３―602号
債務者　中本　幸代
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４２号
北九州市八幡東区上本町１丁目１番３―602号
債務者　中本　達也
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市吉野町8496番地１　ビューヒルズ吉野203号
債務者　平　　真紀
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町1722番地１　袴腰団地13―１
債務者　松林みつる
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７号
鹿児島県枕崎市東本町99番地
債務者　久保　光朗
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１５号
沖縄県名護市宮里５丁目８番35―315号　パークサイド渡嘉敷
債務者　神谷　繁勝
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２２号
北海道沙流郡平取町振内町26番地26
債務者　中西　博美（旧姓蓑島）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
秋田県大仙市豊岡字杉ケ崎25番地
債務者　山手　知幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第４４号
群馬県桐生市相生町２丁目26番地の２
債務者　高橋　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４７号
群馬県桐生市菱町１丁目74番地の２
債務者　澤田　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５３号
三重県伊賀市長田2960番地の３
債務者　古城　剛司
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５８８号
京都府向日市鶏冠井町番田34番地の１　木村マンション２Ｆ東
債務者　阿部　久恵
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
京都市伏見区羽束師鴨川町54番地15
債務者　三鍋　珠喜（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
京都府宇治市菟道谷下り45番地府営三室戸団地８棟102号
債務者　岡松　　聰
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
京都市伏見区淀本町231番地の37　コーポサカエ301
債務者　泉　　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７７４号
京都市伏見区竹田田中殿町80番地１　レオパレス田中殿101
債務者　豊原景太郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係